
第2章 京都府地球温暖化対策推進計画・京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）の改定及び中小企業等の脱炭素経営に向けた支援について

府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を1.5℃に抑える努力の追求が使命であると考え、2020（令和2）年2月に「KYOTO 地球環境の殿堂」表彰式で知事が「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。そしてその目標の実現に向け、同年12月には「京都府地球温暖化対策条例」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の改正を、2021（令和3）年3月には「京都府地球温暖化対策推進計画」（以下「推進計画」）及び「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン」（第2期）（以下「再エネプラン」）の改定を行い、2030（令和12）年度までに**温室効果ガス***排出量を2013（平成25）年度比40%以上削減することや、再生可能エネルギーの発電量・使用量についての目標を定め、そのための施策を取りまとめました。

1 京都府温暖化対策推進計画及び京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）の改定について

その後、2021（令和3）年には、国の「地球温暖化対策計画」が改定されたことに加え、IPCCの報告書において「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」とされたこと、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において「気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」という「グラスゴー気候合意」が採択されたことなどにより、国内外において温室効果ガス排出量の削減がより強く求められる状況となったことを踏まえ、京都府においても府内の脱炭素化に向けた取組を強化・加速化することを目的として、2023（令和5）年3月に推進計画及び再エネプランを改定し、温室効果ガス排出量削減目標や再エネの目標の見直し、施策の追加などを行いました。具体的な内容は以下のとおりです。

（1）京都府地球温暖化対策推進計画

【目標の見直し】

- ・2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%以上削減

【施策の追加】

- ・金融機関と連携した地域脱炭素化コンソーシアムの設置、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワークの構築等により中小企業の脱炭素化を促進
- ・大企業と中小企業が連携してサプライチェーン排出量の削減に取り組む事例を創出
- ・リフォーム会社・工務店等と連携し、省エネ改修（窓断熱など）を推進
- ・太陽光発電設備の導入やZEHの普及に取り組む地域の工務店等を支援
- ・中小企業等に対し、建築物の脱炭素化について専門家派遣を含めた総合的支援を実施

【促進区域の設定に関する環境配慮基準の設定】

- ・地球温暖化対策推進法に基づく促進区域（地域と共生する再エネ事業の導入を促進する区域）を市町村が設定する際に遵守すべき環境配慮基準を設定

（2）京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）

【目標の見直し】

- ・府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合：2025年度に15%、2030年度に25%以上
- ・府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合：2025年度に25%、2030年度に36～38%

【施策の追加】

- ・市町村の促進区域の設定に係る支援の実施
- ・サプライチェーンにおける大企業と中小企業が一体となって再エネ導入を図る取組を促進
- ・府内企業の ESG 投資等への対応としての再エネ導入・利用を促す仕組みの構築

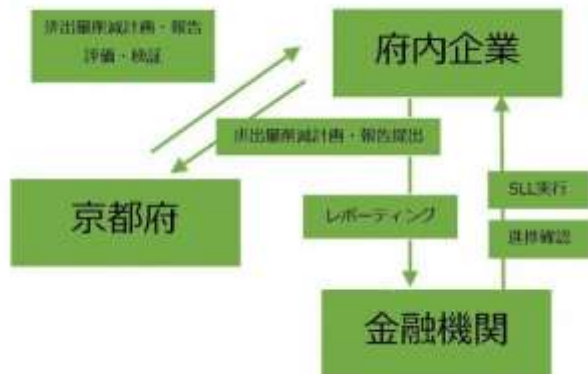
2 京都ゼロカーボンフレームワーク～全国初の金利優遇スキームで中小企業の脱炭素化を支援～

今回の推進計画で追加された施策の一つに、「中小企業の脱炭素化への支援」があります。

京都府内には約8万社の企業が存在しますが、その9割以上が中小企業にあたります。中小企業は、一事業者としての排出量は大企業より小さくとも、総量としては日本全体の排出量の1～2割弱を占めると言われており、この分野での排出量の削減は大きな課題です。昨今のESG投資の本格化を受け、大企業ではすでに脱炭素化の動きが急速に拡大していますが、一方でESG投資の直接的な対象となりにくい中小企業においては、人的・物的リソースの不足などもあり、まだ脱炭素化への取組が十分とは言えません。

京都府ではこれまで、中小企業を含むサプライチェーン全体での脱炭素化の取組に対する支援などを行ってきましたが、中小企業へのアプローチをさらに拡大・加速化するため、地銀など地域金融機関の持つ中小企業への幅広いネットワークに着目したスキームを、令和5（2023）年1月に構築しました。それが、全国初の独自モデルとなる「京都ゼロカーボン・フレームワーク」（以下「フレームワーク」）です。

図1-2-1
スキーム図



<制度の概要とポイント>

- 中小企業が温室効果ガス排出量削減の目標を達成すれば、地域金融機関からの融資金利が優遇される。
- 中小企業による排出量削減の取組を評価するにあたり、手数料が高額な第三者評価ではなく、既存の府条例制度を準用しているため、手数料の負担がない。
- 中小企業は第三者評価に必要な手数料を負担することなく金利優遇を受けることが可能となり、地域金融機関は ESG 投融資の拡大と顧客の脱炭素化を推進することができ、双方にメリットのある取組となっている。
- 地域金融機関が、融資先である中小企業に本制度の活用を促すことにより、これまでよりはるかに幅広い企業へ脱炭素のアプローチが可能となる。

昨今の環境問題への関心の高まりを受け、国内外で ESG 投融資が拡大する中、大手金融機関や大企業においては、企業の環境目標の達成度に応じて金利が優遇される融資制度「サステナビリティ・リンク・ローン」（SLL）の組成が盛んになりつつあります。一方で、SLL の組成には高い専門性や継続的な評価が必要とされ、組成に必要な手数料等も高額になることから、融資金額の大きい大手金融機関と大企業の間での取組に留まっていた。地域金融機関にとっては SLL を自力で組成することは困難で、中小企業にとっても第三者評価に必要な手数料が負担となっていました。

フレームワークは、これらの課題を解決し、地域金融機関や中小企業の間でも SLL の組成を拡大することで、府内においてさらに脱炭素の取組を広めることを目的としています。

フレームワークにおいては、地域金融機関が中小企業に対して SLL を組成する際、第三者評価に京都府地球温暖化対策条例等に基づく「事業者排出量削減計画・報告・公表制度」を準用しています。この制度は本来、大規模事業者に排出量の削減を求めるためのもので、事業者ごとに温室効果ガス排出量の削減目標を設定、実行し、取組結果を報告することを義務付けています。フレームワークにおいては、中小企業が大規模事業者と同等水準の削減目標を設定し、削減計画書や報告書を府に提出することとしており、府による審査を SLL 組成に必要な第三者評価と位置づけています。

これにより、地域金融機関は自力での組成が困難であった SLL を扱うことが可能となり、企業は第三者評価に必要な手数料を負担することなく金利優遇を受けることができるようになりました。意欲的な環境目標を設定・実行する中小企業が低金利の融資を受けられ、また融資をする地域金融機関にとっても ESG 投融資の拡大や顧客の脱炭素化につながるため、双方にとってメリットのある取組であると言えます。

本制度はその先進性が全国的にも高く評価され、環境省のモデル事業としても採択されたほか、令和 5（2023）年 11 月には、地域の課題解決に向けた先進的な社会モデルをたたえる「プラチナ大賞・経済産業大臣賞」を受賞しました。

京都府では本フレームワークの他にも、サプライチェーン全体での脱炭素化の支援など、府内中小企業の脱炭素化を早期に推進するための取組を展開しています。地域ぐるみでの中小企業の脱炭素化は、単に排出量の削減や企業のサステナビリティ向上が進むだけにとどまらず、脱炭素への意識の高い企業や顧客（海外も含む）から「選ばれる」企業が輩出され、地域経済が活性化することにもつながります。脱炭素が世界的な社会的要請となりつつある今、京都府の中小企業が率先して脱炭素の取組を進め、京都モデルとして国内外に普及させていくことが望まれます。

写真 1-2-1

第 11 回プラチナ大賞受賞時の様子
(左端は西村康稔経済産業大臣（当時）)

